

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が活躍できる職場環境を整備することは、男性職員を含めた全ての職員が働きやすい職場となり、その結果、職員の定着にもつながる。

ついでには、女性職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日 ～ 令和12年8月31日までの 4年5カ月間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：年次有給休暇等の取得日数を1人当たり平均年間10日以上
(アニバーサリー休暇2日を含む) 取得する。

<取組内容>

- 各年 1月 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を取りまとめる
- 各年 2月 法人内広報などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う

女性の活躍に関する情報公表

【管理職に占める女性職員の割合】

令和8年4月現在 77.4%

【採用した職員に占める女性職員の割合】

令和7年度 68.7%

【男女の賃金の差異】

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全 職 員	95.3%
正 職 員	96.4%
パート・契約職員	87.0%